

フィッチ・レーティングス・ジャパン行動規範

目次

| | |
|------------------|----|
| □ 第1条 序 | 3 |
| □ 第2条 行動規範 | 3 |
| □ 第3条 発行体に期待すること | 12 |
| □ 第4条 免責条項 | 12 |

■ 第1条 序

1.1 総論

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（フィッチ）は、客観的で、適時性があり、独立した、かつ将来を見据えた信用に関する意見を、世界の証券市場に向けて提供するよう尽力している。フィッチは、客観性、独立性、公正性、透明性という基本原則を忠実に遵守している。フィッチの格付及びこれを裏付けるレポートに対する投資家の信認は、「失うは易く得るは難し」であり、こうした信認こそが持続的成功を収める上での礎となることをフィッチは認識している。

フィッチはその全従業員に、すべての活動において個人及びプロフェッショナルとして最高水準の公正性を以って行動し、また、あらゆる法令・規則並びにフィッチが従業員の行動を律すべく定めた方針及び手続を遵守することを要求している。世界各国の投資家からの信頼と信認を保持するために最高位の公正性を維持することは、各従業員の個人としての責任である。

フィッチは創業以来一貫して、格付の客観性と公正性を確保するための方針・手続及び内部統制を確立し実施してきた。以下のフィッチ行動規範は、こうした方針及び手続を集約したものである。フィッチの代表取締役社長は、いずれも、本行動規範及び関連するあらゆる方針・手続を解釈し、本行動規範又は関連するあらゆる方針・手続についての例外を法令及び規制上の要請に反しない限度において書面により承認できるものとする。すべてのそうした場合において、かかる例外を記した書面の写しは、フィッチ・レーティングスのグローバル業務におけるチーフ・コンプライアンス・オフィサー宛に適時に送付される。

1.2 格付

フィッチでは、信用格付を始めとする各種尺度を用いた意見を公表している。信用格付は、事業体が、利払い、優先株の配当、元本の弁済、保険金支払又はカウンターパーティ債務などの債務を履行する能力に関する相対的な評価である。各格付はその定義に従って区分され、フィッチの www.fitchratings.com/ja における無料公開サイト上で閲覧可能である。

格付は、ソブリン、金融機関、事業会社などのさまざまな事業体又はかかる事業体が発行する証券その他の債務に対して付与される他、債権その他の金融資産を裏付けとするストラクチャード・ファイナンス商品（資産証券化商品を含む。）に対しても付与される。また、保険会社、銀行又は金融保証会社の財務力を反映した格付も存在する。

■ 第2条 行動規範

2.1 格付プロセスの品質と公正性

A. 格付プロセスの品質

- 2.1.1 格付は、将来の信用力に関するフィッチの意見である。格付は、格付された事業体又は金融商品の将来のパフォーマンスを保証するものではない。格付のパフォーマンスはむしろ、当該格付がフィッチの格付付与方針等に従って付与されたか否かによって評価されるべきである。
- 2.1.2 フィッチが用いる格付付与方針等は、厳密かつ体系的であり、かつ、可能である場合それに基づく格付が過去の経験に基づく客観的な検証の対象となり得るものである。
- 2.1.3 格付分析及びすべての格付アクションは、フィッチによって確立された格付方法に基づいて行なわれるものとする。格付アナリストは、フィッチにより定められたとおり、一定の格付付与方針等を首尾一貫して適用しなければならない。

-
- 2.1.4 格付は、フィッチによって雇用された個々の格付アナリストではなく、フィッチによって付与される。格付は、格付委員会によって把握されている情報で分析に関連があると考えられるすべての情報を、フィッチ所定の格付付与方針等に総合的に則った方法で考慮した結果を反映するものとする。フィッチは、当該格付が属する種類の格付に関して格付意見の形成上必要とされる知識及び経験を有する者を、個人又は集団として（特に、格付委員会を用いる場合）充てるものとする。
- 2.1.5 フィッチは、関係法令及び社内規程に従い、合理的な期間、格付の裏付けとなる内部記録を保管する。
- 2.1.6 フィッチ及びその格付アナリストは、発行体又は債務の一般的な信用力に関し、故意に、不実表示を含む、又はその他誤解を生じさせる信用分析又はレポートが発行されることを回避するために、方策を講じなければならない。
- 2.1.7 フィッチは、格付対象となるすべての債務及び発行体について高品質の信用評価を行うために十分な資源を有しまた投入することを確保する。フィッチは、債務又は発行体への格付の付与又は継続の是非を決定するに際し、適切な格付アクションを行うために十分な技能を有する十分な人員を投入できるか否か、また、その人員がかかる格付アクションを取るために必要とする十分な情報を入手できる見込があるか否かを見極めるものとする。フィッチは格付の信頼性を維持するため、格付に用いる情報が十分な品質を確保するための合理的な措置を講じる。格付が、ヒストリカルデータが限定されているストラクチャード・ファイナンス商品に関係する場合には、フィッチは、www.fitchratings.com/ja のホームページ上の目立つ場所において明確にかかる限界を開示する。
- 2.1.7-1 フィッチは、過去に格付を付与したストラクチャーと著しく異なる種類のストラクチャーに対する格付付与の実現可能性のレビューを行うため、適切な経験を有する 1 名又は複数名の上級管理職からなるレビュー組織を設置する。
- 2.1.7-2 フィッチは、フィッチが使用する格付付与方針等及びこれらの重要な変更を定期的に見直すために、厳格かつ正式なレビューを行う組織を設置し、これを実施する。
- 2.1.7-3 フィッチは、関連がある資産証券化商品における裏付け資産のリスク特性が大きく変化したと判断した場合には、当該資産証券化商品の格付プロセスにおいて用いる既存の格付付与方針等の適切性を再評価する。フィッチは、新しくかつ複雑な資産証券化商品については、フィッチがその商品を分析するための十分な情報と専門能力を有すると判断した場合を除き、格付を付与しない。
- 2.1.8 フィッチは、格付プロセスにおける継続性を促進し、偏りを避けるように、格付の担当チームを構成する。

B. モニタリングと更新

- 2.1.9 フィッチは、格付のモニタリング及び更新業務のために、適切な人材及び財源の配分を確保する。フィッチは、更新を行わない格付であることを明示している場合を除き、いったん格付を公表した後は、サーベイランスに関する所定の方針及び手続に則り、格付関係者及び他の公開された情報源から入手した情報のみに基づいて、次の方法により、格付を継続的にモニターの上更新するものとする。
- a. 発行体の信用力を定期的にレビューすること。
 - b. 格付アクション（格付の取り下げを含む）に至ることが合理的に予想され得る情報を知った場合に、関連する格付の付与に係る方法（格付基準を含む。以下「格付方法」という。）に則り、格付のレビューを開始すること。

c. かかるレビューの結果に基づき、必要に応じて適時に格付を更新すること。

当初格付付与後のモニタリングは、過去に得られたすべての経験を必要に応じて反映するものとする。フィッチの格付方法が変更された場合には、必要に応じて、既存の格付及びそれ以降の格付の双方に対して適用されるものとする。

2.1.9-1 フィッチにおいて、ストラクチャード・ファイナンス商品に関し、当初の格付決定と、継続的なモニタリングのためにそれぞれ別の分析チームを用いる場合には、各チームは、適時に各々の機能を果たせるよう、必要な水準の専門性と資源を有するものとする。

2.1.10 フィッチは、いかなる格付も、理由を問わず随時取り下げる権利を留保する。これには、格付を維持するために十分な情報がないか、又は提供された情報がいずれも信頼できないと格付委員会が判断した場合に、予告なしに行う取り下げを含む。公開格付を取り下げる場合、フィッチは、現在の格付、格付の取り下げ及び今後当該発行体に対する格付又は分析が提供されないことについて述べた適切なコメントを発表する。

C. 格付プロセスの公正性

2.1.11 フィッチ及びその従業員は、フィッチが活動を行う各国において、その活動に適用されるすべての法令に従う。

2.1.12 フィッチ及びその従業員は、発行体、投資家その他の市場参加者及び一般市民に対して、公正かつ誠実に対応する。

2.1.13 フィッチの格付アナリストは、高い公正性基準に従うものとする。またフィッチは、適用可能な法令に従って、不公正行為の証拠がある者を故意に雇用しないものとする。

2.1.14 フィッチ及びその従業員は、フィッチによって確立された方針と手続に基づいて行われる格付の最終決定以前に、明示的であれ暗示的であれ、特定の格付の確約又は保証を行わないものとする。しかしながら、これはフィッチが仮想シナリオ又は限定的な情報に基づく信用分析等、格付に相当しないサービスを引き続き提供することを何ら妨げるものではない。

2.1.14-1 フィッチは、フィッチが格付を付与するストラクチャード・ファイナンス商品の設計に関して、フィッチの格付アナリストが助言を行うことを禁止する。かかる禁止と両立して、ストラクチャード・ファイナンス商品の信用リスク評価にあたっては、フィッチの格付アナリストが、以下の目的で発行体又はその代理人と一連の議論を行うことは当然に許される。(1) 発行体又はその代理人が提案する当該ストラクチャード・ファイナンス商品に特有の事実、特性及びその変更について理解し、格付分析に織り込むこと。(2) 発行体から提示された事実及び特性にフィッチの格付方法を適用する場合の格付への影響を、当該発行体又はその代理人に説明すること。

2.1.15 フィッチの法令等遵守責任者及びその指名する者は、本行動規範、本行動規範において言及される方針類及び適用されるすべての法令の遵守状況を監督するものとする。法令等遵守責任者を含むコンプライアンス担当者は、いかなる格付委員会における投票にも参加してはならず、また格付業務の運営管理に責任を負ういかなる者の監督下にあってもならない。法令等遵守責任者の報酬は、フィッチの格付業務の実績に左右されないものとする。法令等遵守責任者は、定期的な検証プロセスの計画、履行及びそのパフォーマンスの検査を通じて本行動規範及び方針・手続類の遵守状況を十分に評価する。

2.1.16 フィッチの従業員は、法律の専門家であることを想定されていない。しかしながら、フィッチの従業員は、本行動規範又は適用される法律に違反する可能性があることを分別のある者であれば疑うであろう行為を認識した場合、法令等遵守責任者又はその指名する者に

報告することが期待されている。法令等遵守責任者又はその指名する者は、状況の実態を見極め、その情報が正しいと判断される場合には、フィッチの方針・手続及び当該国で適用される法令に則って、適切な措置を講じる。そのような報告を善意で行った従業員が、フィッチ又は他の従業員から報復を受けるようなことがあってはならない。法令等遵守責任者は、違法行為、非倫理的行為又は不適切な行為について、従業員が匿名又は実名のいずれでも実行可能な範囲で電話及び電子的手段等を用いて報告する手続を制定し維持するものとする。いかなるフィッチの従業員であっても、本行動規範の規定に従わない場合、解雇を含む懲戒処分の対象となることがある。

2.2 独立性と利益相反の回避

A. 総論

2.2.1 フィッチは、その格付アクションがフィッチ、発行体、投資家、購読者その他の市場参加者に対して与える潜在的な影響（経済的、政治的その他）に基づき、格付アクションを抑制又は自制するべきではない。

2.2.2 フィッチ及びその格付アナリストは、その実質及び外見の両面において独立性及び客観性を維持するため、注意を払い、また専門的な判断を下さなければならない。すべての従業員は、関係法令及び社内規程に従わなければならない。

2.2.3 格付の決定は、当該格付委員会に把握されている要因で分析に関連があると考えられるすべての要因によってのみ影響されるものとする。

2.2.4 フィッチが発行体又は証券に付与する格付は、フィッチ（又はその関係会社）と発行体（又はその関係会社）その他の関係者との間における、事業上の関係の存在若しくはその可能性又はそのような関係が存在しないことにより、影響を受けてはならない。以下の行為は禁止される。

- a. フィッチの他の商品・サービスの購入を条件として格付を付与すること、又はかかる購入が格付付与の条件である旨（直接的、間接的又は黙示的に）示唆すること。
- b. 発行体（又はその関係会社）がフィッチの他の商品・サービスを購入又は購入予定であるか否かに基づき、フィッチ所定の格付方法に基づかない格付の付与、付与の（直接的、間接的又は黙示的な）申し出又は付与の（直接的、間接的又は黙示的な）示唆を行うこと。
- c. 発行体（又はその関係会社）がフィッチの他の商品・サービスを購入又は購入予定であるか否かに基づき、フィッチ所定の格付方法に基づかない格付変更、格付変更の（直接的、間接的又は黙示的な）申し出又は格付変更の（直接的、間接的又は黙示的な）示唆を行うこと。
- d. 資産プールに基づき又は資産担保証券案件若しくはモーゲージ担保証券案件の一部として発行された証券又はマネー・マーケット商品に関して、当該資産プール内の資産の全部若しくは一部又は当該案件の一部がフィッチによって格付されていないことを理由に、低い格付の付与、既存格付の格下げ、格付の拒否若しくは格付の取り下げ、又はより低い格付の付与、既存格付の格下げ若しくは格付の取り下げの（直接的、間接的又は黙示的な）示唆を、それぞれ反競争目的で行うこと。

2.2.5 フィッチは、格付業務及び格付アナリストを、運用上及び法律上、コンサルティング業務など、利益相反が生じる可能性がある信用格付業以外の業務から分離する。フィッチは、格付業務と必ずしも利益相反の関係にない関連業務及びその他業務について、利益相反が生じる可能性を最小化するため、又は発生しうる利益相反を適切に管理するための手続及び仕組みを確実に整備する。

B. 手続と方針

- 2.2.6 フィッチは、フィッチの意見・判断に対して影響を与え得る、又は格付決定に影響力を有するフィッチ役職員の判断・分析に影響を与え得る現実の利益相反又はその可能性を、
- (1) 識別し、
 - (2) 排除するか、又は適切な場合には管理・開示するために、書面による内部手続及び仕組みを採用する。フィッチは、かかる利益相反の回避及び管理のための措置を、開示する。
- 2.2.7 フィッチは、現実の利益相反又はその可能性の存在を知った場合、適時、明確、簡潔、具体的かつ目立つ方法でこれを開示する。
- 2.2.8 フィッチにおける格付対象先との対価の取り決めに関する一般的性質：フィッチは、発行体による手数料支払に伴う潜在的な利益相反を管理し、フィッチが手数料を受領することによって格付及び格付アクションの独立性、客観性、公正性が損なわれないよう、最大限の努力を行なう。フィッチは所定の手数料表を維持し、すべての発行体及びその代理人に提供する。ただし、フィッチはかかる手数料表を事前の通知なしに定期的に改定する権利を留保する。フィッチのいかなる手数料も、債券発行の成功又は発行体が特定の格付等の結果を得ることに基づいてはならない。フィッチは、公表するすべての調査レポートにおいて、格付先の発行体から手数料を受領していること及び手数料の範囲を開示する。発行体は、契約終了を理由に格付が引き下げられる可能性を懸念することなく、フィッチとの手数料契約を終了することができる。しかしながら、フィッチは、格付に対する市場の関心が不十分、格付を維持するための情報が不十分又はその両者が該当するとフィッチが判断する場合を含む他のいかなる理由によっても、いかなる格付も随時取り下げる権利を留保する。
- a. フィッチは、格付並びに公開のリサーチ及びデータに対する定期購読料及びライセンス料とは関係のない非格付関連手数料（コンサルティング・サービス報酬を含む。）を格付対象先から受け取る場合には、当該格付対象先から受領する格付及び定期購読・ライセンス手数料に対する、かかる非格付関連手数料の比率を開示する。
 - b. フィッチは、1 事業年度に信用格付業に係る売上高の 10%を超える手数料を、あるひとつの格付関係者から受け取った場合、当該格付関係者の氏名又は名称を開示する。
 - c. フィッチは、ストラクチャード・ファイナンス商品の発行体及びオリジネーターに対し、かかる商品に関するあらゆる適切な情報を公開して、投資家が格付会社の分析とは独立した独自の分析を行うことができるようにすることを奨励する。後記 3.6 において述べるように、フィッチは、そうした情報公開が行われることを期待している。
- 2.2.9 すべての従業員は、関係法令及び社内規程に従い、フィッチの信用格付業務との間で利益相反を引き起こすような証券又はデリバティブの取引を行ってはならない。
- 2.2.10 格付対象者の発行体（例えば政府、中央銀行など）がフィッチに関する監督機能を現に有するか、又は同時にこれを得ようとしている場合、フィッチは監督機能に関与している従業員とは別の従業員にその格付を担当させる。

C. 格付アナリスト及び従業員の独立性

- 2.2.11 フィッチは、従業員の指揮命令系統及びその報酬の枠組みを、現実の利益相反及びその可能性を排除し、又は効果的に管理するようにこれを構築する。
- a. 格付アナリストは、その格付対象とする、又は日常的に交流がある発行体からフィッチが得る収入額に基づいて、報酬を受けたり評価されたりすることはない。

-
- b. フィッチは、格付アナリスト及び格付プロセスに参加している、又はこれに影響を与え得るその他従業員に対する報酬の方針及び運用について、フィッチの格付プロセスの客観性を阻害しないよう正式かつ定期的なレビューを行う。
- 2.2.12 格付プロセスに直接関与する従業員は、格付対象者との間の手数料や支払いに関する話し合いを開始したり、これに参加したりしてはならない。
- 2.2.13 フィッチの従業員は、関係法令及び社内規程に従い、以下のいずれかに該当する場合、特定の事業体又は債券に対するフィッチの格付決定に参加してはならず、それ以外の形で影響を及ぼしてはならない。
- a. 格付関係者の証券又はデリバティブを保有している場合。ただし、分散型集団投資スキームの一部として保有している場合（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第308条第2項に該当しない場合に限る。）を除く。
 - b. 格付対象者のあらゆる関連事業体の証券又はデリバティブであって、利益相反を惹起するか、又はその可能性があると考えられるものを保有している場合。ただし、分散型集団投資スキームの一部として保有している場合（府令第308条第2項に該当しない場合に限る。）を除く。
 - c. 格付関係者との間で、利益相反を惹起するか、又はその可能性があると考えられる雇用又は他の重要な事業上の関係を、最近有していた場合。
 - d. 格付対象者に現在雇用されている近親者（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。）がいる場合。
 - e. 格付対象者又はその関連事業体との間で、利益相反を惹起するか、又はその可能性があると考えられるその他の関係を有しているか、又は過去に有していた場合。
- 2.2.14 フィッチの格付アナリスト及び格付プロセスに関与するあらゆる者（並びにその配偶者、内縁者及び未成年の子供）は、関係法令及び社内規程に従い、当該格付アナリストが主に分析を担当する分野の事業体が発行し、保証し、又はその他のサポートを行なっている証券又はそのような証券に基づくデリバティブの売買又は取引を行ってはならない。ただし、分散型集団投資スキームでの保有（府令第308条第2項に該当しない場合に限る。）を除く。
- 2.2.15 フィッチの従業員は、フィッチのいかなる取引先からも、金銭、物品若しくは恩恵を求め、又は社内規程で定める最低限の金額を超える現金や贈答品を受領してはならない。
- 2.2.16 フィッチの格付アナリストは、関係法令及び社内規程に従い、現実又は外見上の利益相反が生じる可能性を惹起する個人的な関係（例えば、分析を担当する分野の格付先又はその代理人の従業員との個人的な関係を含む）を有することとなった場合、フィッチの適切な管理者又は職員にその関係を開示しなければならない。
- 2.2.17 格付アナリストがフィッチを退社して、当該格付アナリストが格付に深く関与した発行体又は当該格付アナリストがフィッチにおける職務の一部として重要なかわりがあった金融機関に入社する場合に、必要に応じて当該格付アナリストの過去の業務を点検するための方針及び関連手続をフィッチは確立する。

2.3 一般投資家及び発行体に対する責任

A. 格付開示の透明性と適時性

-
- 2.3.1 フィッチは、格付委員会による格付アクションの最終決定と、当該格付アクション及び関連コメントの公表の時間的間隔を合理的に可能な限り短縮すべく、合理的な範囲で最大限の努力を行う。
- 2.3.2 フィッチにおける公開格付並びに関連するコメント及びアップデートの頒布に関する方針：フィッチは、そのウェブサイト (www.fitchratings.com/ja) 上で、すべての公開格付及びこれに関わる格付アクションと意見を、利用者を限定することなく公表する。これには格付の取り下げも含まれる。フィッチは、あらゆる公開格付の新規付与及びその後の格付アクションにあたり、当該格付又は格付アクションに関する適切な発表を、関連するコメントとともに、フィッチが公表媒体として適切と判断する通信社及びその他の報道機関を通じて行う。
- 2.3.3 フィッチは、各格付が更新された直近の時期を表示する。各格付の発表においては、格付の決定に用いた主要な格付方法又はそのバージョン及び当該方法の説明の掲載場所も表示する。当該格付が相当程度複数の格付方法に基づく場合又は主要な格付方法のレビューのみでは金融市場専門家が当該格付の他の重要な観点を看過する恐れがある場合には、フィッチは、用いられた他の格付方法及び、場合によっては、格付の決定に反映された他の重要な観点的掲載場所を表示する。
- 2.3.4 特定の利用者のみを提供される信用格付を除き、フィッチは、格付アクションの全体又は一部が重要な非公開情報に基づくものである場合には、公募証券又は公募発行体自身の格付について、また、その後それらの格付の取り下げを決定した場合はその旨について、利用者を限定せずに無料で公表する。
- 2.3.5 フィッチは、フィッチの意見である格付分析及び格付決定を行なう上で、首尾一貫して所定の格付方法及び格付定義に基づくものとする。格付基準は、フィッチの fitchratings.com/ja における無料サイト上で公表する。フィッチの格付基準及び格付定義においては、格付及びサーベイランスの過程で考慮する具体的な要素を定める。
- フィッチは、資産証券化商品に新たな格付を付与する場合、金融市場の専門家がフィッチの格付の根拠を理解できるよう、投資家に対し、当該商品の損失・キャッシュフロー分析に関する十分な情報を提供する。フィッチはまた、実行可能な範囲内で、資産証券化商品の信用格付において、フィッチが根拠とする格付上の前提条件の変化に対する格付の感応度をどの程度分析しているかについても開示する。
 - フィッチは、格付アクションに関するコメントにおいて、ストラクチャード・ファイナンス商品の格付には、追加コメント又は格付に対する適切な付加記号を含めることによって、これを伝統的な社債の格付から区別する。フィッチは、格付符号を明確に定義し、その符号が付与されるすべての種類の証券に対して首尾一貫してこれを適用する。
 - フィッチは、各格付の特性及び限界並びに格付対象証券に関して発行体又はオリジネーターから提供された情報に対するフィッチによる検証の限界（後者については、4.4を参照のこと）について明示する。
- 2.3.6 フィッチは、格付の公表又は公開格付に関するその他すべての格付アクションに際し、秘密情報の開示に関するすべての法律及び該当するすべての秘密保持契約に基づく制限の範囲内で、格付委員会が当該格付又は格付アクションの根拠として重要と考える要素につき関連コメント及びレポートにより説明する。フィッチはあらゆる格付アクション、関連コメント及び他のすべての公表資料（レポート、格付方法、格付の定義、その他の方針・手続など）について、常に十分な編集管理(Editorial Control)を維持する。この編集管理は、フ

フィッチが何らかの格付アクション又はその公表を行うべきか否か、及びその時期にまで及ぶ。

- 2.3.7 合理的に実現可能かつ適切である限り、フィッチは格付の付与又は変更に先立って、あらゆる格付アクションについて発行体に事前に通知し、公表するコメントの写しを提供するものとする。かかるコメントは、格付の根拠をなす重要情報及び主要な考慮事項を含むものである。事前通知及びコメントの提供を行うのは、ひとえに事実の正確性又は非公開情報の有無につき発行体によるチェックを可能とするためである。フィッチは発行体によってなされるあらゆるコメントについて十分に評価を行うが、事実関係の誤りについての訂正又は非公開情報への言及の削除を除き、発行体は提供されたコメントの文章や編集上の変更について一切の提案を行うことはできない。フィッチはかかるコメントを、適時に、また編集上の判断から最も適切と考える様式で公表する権利を常に有する。フィッチは、やむを得ない事情がある場合、格付関係者に準ずる者に当該通知を行うよう努めるものとする。その場合、フィッチは公表後実行可能な限り速やかに発行体に連絡し、原則として、発行体に通知を行わなかった理由につき説明する。異例の取引若しくは事象により格付見直しを要する場合など事象やパフォーマンスに基づく一定の状況のもとでは、又は不正、市場操作、格付アクションの選択的開示若しくはその他不適切な行為が明らかになった場合を除き、発行体から格付見直しの依頼があり、かつ、当該格付に関係するとフィッチが判断する新たな又は追加的な情報が発行体から適時に提供された場合、フィッチは格付の見直しを行う。
- 2.3.8 透明性を高め、市場が債務に対するフィッチの格付の総合的なパフォーマンスについて最良の判断を下せるようにするため、可能である場合、フィッチは格付を付与した証券と発行体のパフォーマンスについて定期的な調査を行う。これには、格付分類ごとの現在及び過去のデフォルト率並びに格付遷移分析が含まれる。格付推移及びデフォルトに関する検討結果は、すべて fitchratings.com/ja における無料サイト上で公表される。実行可能であれば、この情報は格付の実績に関して整理・体系化され検証・定量化可能な時系列情報を含むものとし、また、可能な場合は、金融市場専門家による異なる格付会社間での実績比較に資するような標準化がなされるものとする。
- 2.3.9 フィッチは各格付について、(i) 発行体が格付プロセスに参加したか否か及び (ii) 当該格付が依頼に基づくものか否かを表示する。
- 2.3.10 フィッチは、格付付与方針等を定期的に見直し、適切と考える範囲において更新する。フィッチは、格付の付与に係る方法、重要な実務及び手続に関するあらゆる重大な変更を開示する。実行可能かつ適切な場合、フィッチはかかる重要な変更をその実施日に先立って開示することとする。また、格付の付与に係る方法、実務及び手続を変更する前に、フィッチは格付が様々な用途に利用されていることを考慮するものとする。

B. 秘密情報の取扱い

- 2.3.11 フィッチは格付の分析及び決定の一環として利用する非公開情報を日常的に受領しており、関連する格付はこれを反映したものである。すべての従業員は関係法令及び社内規程に従い、あらゆる非公開情報の機密を保持しなければならない。
- 2.3.12 前記の方針に従い、フィッチは信用格付業及び提供者から事前又は事後に承諾を得た利用目的その他法令上許容される目的のためにのみ秘密情報を用いる。
- 2.3.13 前記の方針に従い、フィッチの従業員はフィッチに属する、又は保有されているすべての財産及び記録を、不正行為、盗難又は悪用から保護するため、あらゆる合理的な措置を講じる。

2.3.14 前記の方針に従い、フィッチの従業員は証券の発行体に関する秘密情報を有している場合には、当該証券の取引を行うことを禁じられる。

2.3.15 フィッチの従業員は前記の方針を熟知し、同方針の定めるところに従って自らの遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2.3.16 通常の業務過程において、フィッチは格付アナリストが格付意見及び格付アクションについて市場参加者と意見交換を行うことを想定している。しかし、こうした対話は、フィッチにより公表された分析の範囲を越えたり、フィッチが公表した見解と矛盾する意見を表明したり、非公開情報又はフィッチ内部での検討に関する秘密情報又は秘匿特権付情報を開示してはならない。格付アナリストは、格付又は格付アクション及び関連コメントの公表に先立って、発行体とその代理人以外のいかなる人物に対しても、格付、格付アクション又は予期される格付アクションを開示してはならない。

2.3.17 前記の方針に従い、フィッチの従業員は、フィッチ内部での秘密情報共有を、当該格付以外の他の格付等に関連する等合理的な知る理由がない限り行ってはならない。フィッチの従業員は、フィッチのいずれかの関連会社の従業員がフィッチの格付関連業務を支援し、かつ、秘密保持のための適切な制限に服している場合には、かかる従業員との間での秘密情報の共有を許容される。

2.3.18 前記の方針に従い、フィッチの従業員は、証券取引の目的で、又はフィッチの業務を遂行すること以外のいかなる目的のためにも、秘密情報を用いたり共有したりしてはならない。適用を受ける法律、規則若しくは規制により必要とされる場合又は政府機関・政府当局から適正な手続で求められた場合を除き、フィッチ内部における検討及び格付委員会参加者の特定に関わる機密は厳格に保持され、フィッチ外部の者に開示されてはならない。

2.4 本行動規範の開示と市場参加者への情報提供

2.4.1 本行動規範は、IOSCO（証券監督者国際機構）の「信用格付機関の活動に関する原則（*Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies*）」及び同機構の「信用格付機関の基本行動規範（*Code of Conduct Fundamentals for Credit Rating Agencies*）」の諸規定に基づき策定されたものである。フィッチは、本行動規範又はその実施・執行方法を変更した場合、これを適時に開示する。

2.4.2 フィッチは、フィッチ及びその方針に関して、市場関係者及び一般市民から寄せられるあらゆる意見を歓迎する。いかなる質問、懸念又は苦情もこれに含まれる。こうした意見は、法令等遵守責任者に宛てられるべきである。法令等遵守責任者は、その任務の一環として、外部から寄せられた意見を記録し照会への回答を行う。法令等遵守責任者は、この内重要なものをフィッチの経営幹部並びにフィッチ・レーティングスのグローバル業務における当該地域担当クレジット・オフィサー及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告し、かかる意見はフィッチの方針や手続の策定若しくは変更又はそのいずれの際にも参考とされる。

2.4.3 フィッチは、[fitchratings.com/ja](https://www.fitchratings.com/ja) における無料公開サイト上の目立つ場所に、(1)本行動規範、(2)格付方法並びに(3)格付推移及びデフォルトに関する情報へのリンクを公表する。

■ 第3条 発行体に期待すること

- 3.1 フィッチは、格付プロセスへの関与に同意している各発行体又はその代理人が、当該発行体又は関連証券の格付評価に関わるすべての情報を速やかにフィッチに提供することを期待している。かかる情報には、これまでに提供された情報に関するすべての重大な変更、発生可能性のある重大な事象及び発行体の全般的財務状況が含まれるが、これらに限定されるものではない。また、そのために非公開情報のフィッチへの提供を必要とする場合がある。
- 3.2 フィッチは、当該情報があらゆる点において、適時、正確、完全なものであることを期待する。
- 3.3 フィッチは、提示した質問事項に対し発行体が可能な限り速やかに回答すること及び遅延が生じた場合はその理由を説明することを期待する。
- 3.4 フィッチは、フィッチが公表する予定のコメント又はレポートの事前点検を行っている間、発行体が、フィッチによる公表に先立ってこれらを開示したり、公表の一時的猶予をいかなる形においても悪用したりしないことを期待する。
- 3.5 発行体が、格付プロセスにおけるいかなる時点においてであっても、フィッチへの協力を停止することを選んだ場合は、フィッチもまた、それまでに当該発行体又はその代理人から提供された情報及びその他フィッチが入手し得るすべての公開・非公開情報に基づいて、かかる発行体又は発行体が発行した証券の格付を継続する権利を留保する。
- 3.6 フィッチは、発行体若しくはオリジネーター又はその代理人から格付付与を依頼された格付会社とは別個に、投資家及び他の格付会社が独自の分析を行い得るよう、資産証券化商品における発行体とアレンジャー及び資産証券化商品のオリジネーターがこれらの商品に関するすべての関連情報を公表（フィッチによるその旨の働きかけに基づく公表を含む。）することを期待する。

■ 第4条 免責条項

- 4.1 フィッチは、本行動規範を、fitchratings.com/jaにおける無料公開サイト上の「フィッチ行動規範」のリンクの下で公開している。しかしフィッチは、かかる公開により本行動規範から生じる、又はこれに関連した一切の責任又は義務を何人に対しても負うことを意図しておらず、また負ってもいない。本行動規範は、何人との間においても何らの契約の一部をなすことを意図したものではなく、またなしてもいない。また、何人も本行動規範のいかなる規定をも直接的にも間接的にも執行する権利（契約上の権利か否かに関わらず）を有しない。フィッチは随時自らの判断のみに基づき、本行動規範に関して適切とみなすいかなる改訂をも行うことができる。
- 4.2 フィッチの格付は、フィッチが継続的に見直し・改訂を行っている所定の格付付与方針等に基づく意見である。したがって、格付はフィッチによる集合的な成果物であり、特定の格付アナリスト個人又はそのグループが責任を負うものではない。フィッチの格付は、利息の支払、優先株の配当、元本の弁済など金融債務を約定どおり履行する事業体又は証券の能力を評価した意見であることを、格付の利用者は認識すべきである。格付自体は事実ではなく、従って「正確」又は「不正確」であると表現することはできない。格付利用者には、当該格付がカバーするリスクの範囲について、個々の格付の定義を参照することが求められる。

フィッチの意見は将来を見据えたものであり、将来のパフォーマンスに関する格付アナリストの見解を反映している。多くの場合、こうした将来のパフォーマンスに関する見解には予測が含まれており、その予測は、(i)経営陣による非公開の予測に基づく場合、(ii)景気循環の特定局面における（当該セクターの、又は、より広範な景気循環の）動向に基づく場合、又は (iii) 時系列のパフォーマンス推移に基づく場合がある。そのため、格付は、循環要因も場合により考慮し、最終期日における返済可能性の評価を試みるのが一般的であるものの、経済情勢及び（特定の発行体に関する）見通しに重大な変化が生じた場合、格付の変更に至ることがある。

-
- 4.3** 信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接考慮しておらず、金利その他の市場要因の変動による損失リスクは対象としていない。信用格付は、格付された証券の市場価格の妥当性又は市場流動性についてコメントするものではないが、こうした要因が、資本へのアクセス又はリファイナンスの可能性などの信用リスクに関するフィッチの見解に影響を及ぼすことがある。

格付はリスクの相対的評価であり、そのため、発行体や債務に対して同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されていない場合もあり得る。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的な序列に関する意見であり、特定の統計的なデフォルト確率を示唆又は意味しない。信用格付は相対的な信用の質に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではない。

フィッチのすべてのレポートは、共有著作物である。フィッチのレポート上に記された個人は、レポート内で公表された意見に関わっているが、単独でその責任を負うものではなく、照会先としての目的のためにのみ、当該個人名が記載される。

- 4.4** 格付の付与・維持にあたり、フィッチは、発行体、引受会社及びその他フィッチが信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠している。フィッチは、格付方法に則り依拠する事実情報について、合理的な範囲での調査を行い、当該証券に関して又は当該法域において利用可能な範囲内で独立した情報源による合理的な検証を行う。

フィッチにおける事実調査の方法及びフィッチが利用する第三者による検証の範囲は、様々な要因により異なる。その要因とは、格付対象証券とその発行体の性質、当該証券が募集・販売される、かつ／又は、発行体が所在する法域における要件及び慣行、関連がある公開情報の入手可能性及び性質、発行体の経営陣及びその助言者へのアクセス、監査報告書・「合意された手続」に基づく報告書・鑑定評価書・アクチュアリアルレポート・エンジニアリングレポート・法律意見書・第三者によるその他の報告書等第三者による既存の検証の利用可能性、当該証券に関して、又は、発行体が属する法域において十分な能力を有する独立した第三者による検証の利用可能性等である。

フィッチの格付利用者は、事実調査の強化又は第三者検証のいずれによっても、フィッチが格付に関して依拠する情報のすべてが正確かつ完全であることを確保し得ないことを、理解する必要がある。発行体及びその助言者が、募集書類及びその他の報告書によりフィッチ及び市場に提供する情報の正確さについて最終的な責任を有する。フィッチは格付の付与にあたり、財務諸表等に関しては独立監査人、法務・税務に関しては弁護士等専門家の業務に依拠しなければならない。さらに、格付は本質的に将来を見据えたものであり、事実として検証不能な将来の事象に関する仮定や予測を含む。その結果、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがある。当該情報が誤った表示を含んでいる、又は誤解を招く恐れがあることが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない可能性がある。発行体又は証券に対する格付の付与は、格付に関連して依拠した情報又は当該情報の使用による結果について、正確性、完全性、適時性を保証したものとみなされるべきではない。

- 4.5** フィッチはいかなる発行体、購読者その他の個人とも「信認関係 (fiduciary relationship)」を有しない。フィッチと発行体の間又はフィッチと格付利用者の間において何らの信認関係の形成が意図されることはなく、またかかる信認関係が形成されると解釈されるべきではない。
- 4.6** 格付は、いかなる証券の購入、売却又は保有を推奨するものではなく、また市場価格の妥当性、いかなる証券の特定の投資家への適合性又はいかなる証券に対しても免税に係る属性若しくは支払に対する課税についてコメントするものでもない。
- 4.7** 格付に関わる情報の変化、追加、正確性、入手不能若しくは不十分であることを理由として、又はフィッチが十分な理由と判断するいかなる理由によっても、格付につき変更、条件の付与、格付ウォッチへの指定又は取り下げが行われることがある。

-
- 4.8 フィッチは何人に対しても財務に関する助言サービスを提供せず、また、法律、監査、会計、鑑定評価、価値評価又は保険数理に関するサービスも行わない。格付は、かかる助言又はサービスに代替するものとみなされるべきではない。
- 4.9 フィッチが格付を付与したことによって、証券の登録届出書、募集書類、その他証券に関する法律に基づいて作成されるいかなる書面においても、フィッチの名前が「専門家 (expert)」として使用されることに同意を与えるものではない。